外国法人用 いて調整を行っていますか。 【No.14】 別表五(二) 所得の金額の計算に関する明細書 別 の5、10、15及び24 表 ~29の⑤欄でプラス ᄱ 表示している金額を X 分 令 【No.2】当事業年度 2欄、3欄及び5欄 Ξ. に適用される別表を 期 利 益 V は 站 欠 捐 額 1 期 で加算しています 損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。 使用していますか。 几 52 損金経理をした道府県民税及び市町村民税 0 損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納 <u>(1)</u> 以 分を除く。)及び過怠税 【No.16】別表五(二)の 19 の③欄及び④欄でマイナ 僧 却 超 6 後 欄 僧 ス表示している還付事業税等の額を加算していま 捐 不 終 昌 給 金 額 7 損 8 すか。 7 枢 鶭 法 る лп 鶭 額 は 9 事 【No.46】 損益計算書の有価証券若しくはゴルフ会員 (別表四付表「5」) 算 業 10 2 権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金 年 小 11 の額に算入されない金額を加算していますか。 欄 度 価 償 却 超 過額の 当 期 認 容 貊 12 の金額に 減一級 分 【No.47】損金の額に算入されない租税公課、罰科金 の 益 (人) 不 取 配 篔 : の 益 金 不 算 入 額 別表八(一)「5」) る剰余金の配当等の益金不算入額 寺 (別表 14 等の額を加算していますか。 外国子会社から受け 15 3 (別表八(二)「26」) 贈 益 σ 不 篁 益 金 欄の 【No.16】別表五(二)の19の③欄及び④欄でプラス表示 配 る 益 法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額 18 している事業税等の額を13欄等で減算していますか。 本書の金額を加算 19 所 得 税 額 等 及 び 欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 額 等 20 21 【No.15】別表五(二)の5、10及び 仮 1 23 15の⑤欄でマイナス表示している 24 還付法人税等又は還付所得税等 【No.12】前事業年度以前に所得金額に加算し 25 (いずれも還付加算金を除きま た有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価 26 す。)の額で、雑収入等に計上して 損又は減損損失の額について、当事業年度に 27 いるものを18欄又は19欄で減算し 売却等の減算事由が生じたものを減算して 28 ていますか。 いますか。 29 【No.17】別表五(二)の「その他」の③欄に表 その他 30 示している充当金の取崩し又は④欄に表示 している仮払経理により納付した源泉所得 31 その他 税又は外国法人税等の額を減算しています 32 外※ $(26) + (27) \pm (28) + (29) + (30) + (31) + (32) \pm (33)$ 者 配 当 の 益 金 算 35 契 約 有 配 当 の 益 並 身 人 額 (9)表九(-)[13]] 特定目的会社等の支払配当文は特定目的信託に係る受託法人の利益 の分配等の損金算入額 36 (別表十(八)「13」、別表十(九)「11」又は別表十(十)「16」若しくは「33」) 中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額 非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額 又は譲渡損失額 外× 在 ((34)から(38)までの計) 更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の (別表七(三)「9」又は「21」) 通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額 41 * (別表七の二「5」又は「11」) 損金控除額の (別表七(二)付条一「23の計」) 42 **※** 外**※** 43 $(39) + (40) \pm (41) + (42)$ 金 等 の 当 期 控 (別表七(一)「4の計」) + (別表七(四)「10」) 44 **※** 外× 45 (43) + (44) 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控 46 **%** (別表十(三)「43」) 化 準 備 金 積 立 額 の 損 (別表十二(十四)「10」) た 場 合 の 圧 縮 額 の 損 47 48 (別表十二(十四)[43の計]) 関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額 又は再投資等準備金積立額の損金算入額 Λ Δ 49 (別表十二(十一)[5]、別表十二(十二)[10]又は別表十二(十五)[12]) 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の 特別勘定練入額の損金算入額又は特別勘定取所額の益金算入額 (別表十(六)[21]-[11]) 残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業 50 × 51 税の損金算入額

令和5年4月1日以後開始事業年度等分

外※

【No.58】加減算項目中、消費税法上課税取引となる

ものについて、消費税及び地方消費税の申告書にお

得

は

損

金

額 52